第百三十二条の二十一　特定計量をする者は、次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、これを特定計量の終了する日から少なくとも二年間保存することとする。

一　特定計量に使用する電気計器の設置の場所

二　第百三十二条の十四第二号の機器の種類

三　第百三十二条の十四第三号に掲げる計量に該当している旨

四　使用する電気計器の一般的な名称、製造事業者名、製造年、型名、製造番号その他使用する電気計器を特定するために必要な事項

五　特定計量の開始の日

六　第百三十二条の十八条第七号の措置

七　特定計量に使用する電気計器の所有者の氏名又は名称

八　特定計量に係る取引又は証明の相手方の氏名又は名称その他の特定計量を適切に実施するための管理に必要な事項

（電磁的方法による保存）

第百三十二条の二十二　第百三十二条の二十一各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された台帳の保存に代えることができる。

［新設］

第百三十二条の二十三　特定計量をする者は、計量した電力量その他の物象の状態の量に関する記録の保存、サイバーセキュリティの確保その他の特定計量の適正な実施に関し必要な措置を講じることとする。

（立入検査の身分証明書）

第百三十三条　法第百七条第十一項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第百三十三条の二　法第百七条第十七項において準用する同条第十五項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

［新設］

（立入検査の身分証明書）

第百三十三条　法第百七条第九項の証明書は、様式第八十四によるものとする。

第百三十三条の二　法第百七条第十五項において準用する同条第十三項の証明書は、様式第八十四の二によるものとする。

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力（水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を付記すること。）及び周波数		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 特定対象事業に係るも

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力（水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を付記すること。）及び周波数		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 特定対象事業に係るも